

## 開示請求に応じない場合の免責要件について

---

# 開示請求に応じない場合の免責要件について①

## 1. 規定及び趣旨

プロバイダ責任制限法4条4項

「開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。」

総務省電気通信利用環境整備室ほか『逐条解説』47頁以下

「...開示関係役務提供者は裁判外での開示請求については、とりわけ慎重に対応することを要請されることとなる。それにもかかわらず、裁判外での開示請求に応じなかったことによって生じた損害賠償の責任を一般原則に従って開示関係役務提供者に帰するのは酷であるといえる。そこで、本条第4項は、開示関係役務提供者が開示請求に応じなかったことで、開示を請求した者に生じた損害については、仮に開示をしなかったという判断が誤っていたことが事後的に明らかとなった場合であっても、故意又は重過失による場合を除き、損害賠償の責任を負わない旨を規定し、間接的に開示関係役務提供者に慎重な判断を促すこととするものである。」

## 2. 論点

一般社団法人日本レコード協会(第2回プロバイダ責任制限法検証WGにおけるヒアリング)

「プロバイダの任意の判断で開示される場合が増加するようにする法改正」(具体的には、「重過失」を、一般不法行為と同様の「軽過失」として、任意開示を促すような法改正)

一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン(第2回プロバイダ責任制限法検証WGにおけるヒアリング)

「4条4項によれば、ISPは、故意または重過失がない限り開示をしなくても開示請求者に対する賠償責任を負わないと規定されているので、ISPには開示義務はないようにも読める。仮に、この免責規定を維持するのであれば、商標権者が明らかに権利侵害を疎明しているのに正当な理由無く開示しなかった場合、故意重過失を推定するような規定も設けるべきである。」

# 開示請求に応じない場合の免責要件について②

## 3. 考え方(案)

### (1)重過失規定の軽過失への変更

4条4項にいう「重過失」につき、一般不法行為規定と同様の「(軽)過失」とした場合、プロバイダ等にとって、開示の有無にかかわらず、一律に一般不法行為規定の適用の有無が問題となることから、少なくとも現行の規定と比較して、少なくとも不開示と判断するインセンティブが働くことはないので、現状よりも、不開示と判断する事例は、観念的には減少するようにも思われる。

しかし、開示の対象となっている発信者情報については、発信者の氏名や住所といった、発信者のプライバシーに関する情報であり、いったん開示されると、原状に回復することは事実上不可能であることから、その取扱いは慎重に行う必要がある。そうすると、判断が微妙な事例においては、任意開示で対応するのではなく、裁判所の判断を仰ぐことが、発信者のプライバシーの観点からは肝要であり、その前提として、任意開示で対応しないよう、不開示の場合に免責される範囲を広く規定することは、それなりに合理性があると考えられる。

そして、最高裁においても、不開示による損害賠償責任を負う場合につき、「開示関係役務提供者は、侵害情報の流通による開示請求者の権利侵害が明白であることなど当該開示請求が同条1項各号所定の要件のいずれにも該当することを認識し、または上記要件のいずれにも該当することが一見明白であり、その旨認識することができなかつたことにつき重大な過失がある場合にのみ、損害賠償責任を負うものと解するのが相当である。」と判断し、認識すべき対象となる事実の要件該当性につき一見明白性を要求するなど、発信者のプライバシーに関し、慎重な配慮を示していると評価できる(最高裁平成22年4月13日第三小法廷判決)。

そうすると、立法時と比較して、現時点において、被害者の権利保護の利益が、発信者のプライバシーの利益を大きく上回るようになったと評価することは困難であり、現行の規定を変更する必要性があると断言することはできないと考えるのが相当である。

### (2)重過失推定規定の創設

法律上の推定規定を設けるには、通常、推定事実の立証の困難性及び前提事実の立証の容易性が立法事実として必要とされるところ、正当事由の有無を重過失を認定する前提事実としたとしても、正当事由の有無の立証については、権利根拠事実や権利障害事実などを検討する必要がある、その立証の容易性が認められるとは考えにくい。そうすると、当該規定を設ける必要性は乏しいものと考えられるのが相当である。